

第6章 個別施設計画

第6章 個別施設計画

第1節 個別施設計画の目的

第1項 将来世代へ価値ある資産を引き継ぐために

本市の建築系公共施設の約77%は建築後30年以上経過しています¹¹。今後、これらの公共施設を更新していくためには、50年間で848億円、1年当たり17億円が必要になりますが、今後の充当可能な財源見込額とした年12億円（建築系公共施設に対する普通建設事業費の年平均額）と比較して、5億円の財源が不足する状況となっています。また、土木系公共施設を更新するためには、50年間で530億円、1年当たり11億円の更新費用が必要になりますが、今後の財源見込額である年7億円（土木系公共施設に対する普通建設事業費の年平均額）と比較して、4億円の財源不足が見込まれます。

このままでは、老朽化した施設の適切な維持や修繕が滞り、快適な利用に支障を来したり、安全面から一部機能の停止や施設全体が使用停止となるような事態が頻発することになりかねません。また、土木系公共施設では、道路面の穴やひび割れへの対応や公園遊具類の安全確保、下水道管渠の更新などが適切に実施できずに、市民生活に悪影響を及ぼすおそれがあります。

私たちは、このような「公共施設等が更新できず安全性や快適性が大きく損なわれた状態で次世代へ引き継がれる」ことや「施設の更新等のために過大な借金を残す」ことを極力避けるために早急に対策を立て、次世代へ価値ある資産を引き継いでいく必要があります。そのためには、全体方針及び施設類型別の基本方針で示した方向性について、個々の施設に適用し、具体的な方向性と実施事項を定めて確実に実行していくことが必要です。

第2項 個別施設計画の位置付け

個別施設計画は、「第4章第4節公共施設等の管理に関する基本的な考え方」及び「第5章施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」を踏まえ、各施設の具体的な将来の方向性を定め、今後10年間（平成29年度から平成38年度まで）に取り組むべき事項を定める計画として策定します。

また、各施設の維持保全等に係る具体的な実施計画として、本計画で定める将来の方向性や緊急性等を勘案した施設保全計画を策定し、計画的な実施に努めることとします。

なお、本計画の計画期間中において、公共施設等の状況や各種の前提条件に大幅な変更が生じた場合には、必要に応じて本計画の見直しを行います。

¹¹ 平成27年度末時点。建物を借り受けてサービスを提供する施設を含みます。

第2節 個別施設計画における視点

以下の視点から検討しました。

1 迫りくる施設更新への計画的な対応

- ・老朽化の進行による危険性の増加や、施設・設備が使用停止となる事態の防止のため、適切な維持修繕、機能更新を実施すること。
- ・時間経過や時代のニーズ変化等に伴う設備・機能の陳腐化、性能の劣化等に対し、適切な改修、再構築を実施し、施設の利便性、快適性、品格性を確保・維持するよう努めること。
- ・全ての施設の更新は困難な見込みであることから、適正配置の検討において施設の集約化・複合化による総量の縮減に努めるとともに、各施設における改修、更新の実施時期や内容について、市全体としての優先順位付けを行うこと。
- ・ユニバーサルデザイン化やバリアフリー化、環境負荷の軽減等に積極的に取り組み、誰もが使いやすく、分かりやすい施設となるよう努めること。

2 維持・更新費用の低減や削減への取組

- ・将来の大規模修繕や建替費用、維持修繕費用を確保するために、既存施設や新たな施設に係る全ての経費について、積極的な低減や削減に向けた取組を実施すること。具体的な取組としては、以下のようなものが考えられる。
 - ✓ 利用ニーズを踏まえた上で一定の複合化・集約化による施設総面積の縮減
 - ✓ 公民連携による施設管理等を活用し、運営費や人件費等の市負担費用を低減
 - ✓ 省エネルギー効果や保守性に優れた機器・部材等の採用による、維持管理費用の低減（採用基準の設定）
 - ✓ 市全体として計画的な修繕・改修工事等の実施により、類似工事の重複実施等の無駄を防止

3 将来の人口構成と施設利用需要の変化への備え

- ・施設は50年、60年にわたり存続するものであり、時代の変化に対応しながら存続していく必要がある。そのため、設計の段階から数十年先の社会の変化を想定し、柔軟な対応が可能なものとしておく必要がある。よって、新設、建替えや改修時には、施設の将来的な存続の意義や必要性を想定し、民間施設等の賃借活用も含め、用途転換等にも柔軟に対応できる備えを行う。

4 市のまちづくりとの整合

- ・上位計画である長期総合計画や都市計画のマスタープランにおける人口や都市インフラ整備等の目標に対して、本計画は公共施設等の面から将来像の実現を支えることになる。よって、公共施設等の数量や配置の検討に当たっては、まちづくりの方向性と事業の進捗を踏まえた上で、人口構成の変化や更新費用の財源見込みを十分に勘案して、各施設の方向性を検討する。

第3節 対象施設

本個別施設計画（平成29年度～平成38年度）の対象施設は、全体計画（公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針及び施設類型ごとの管理に関する基本的な方針）で対象としている以下の施設等です。

【建築系公共施設】

大分類	中分類	細分類	施設数
学校教育系施設	学 校	小学校、中学校	14
	そ の 他 教 育 関 連 施 設	学校給食センター、教育相談室、適応指導教室	3
社会教育・文化施設	文 化 施 設	市民会館	1
	図 書 館	図書館	6
	社 会 教 育 ・ 集 会 施 設	地区会館、公民館、集会所、コミュニティセンター、男女共同参画センター、その他集会施設（※1）	21
	博 物 館 等	歴史民俗資料館	2
社会体育施設	体 育 館	体育館	1
	プ ー ル	プール	1
	公 園 ・ 運 動 場 内 建 築 物	管理棟等	4
子育て支援施設	保 育 所	保育所	1
	児 童 施 設	児童館、学童クラブ	19
	そ の 他 子 育 て 支 援 施 設	子ども家庭支援センター	1
保健・福祉施設	高 齢 福 祉 施 設	福祉会館、老人福祉館、高齢者在宅サービスセンター、地域包括支援センター、訪問看護ステーション（※2）	12
	障 害 福 祉 施 設	のぞみ福祉園、福祉集会所、精神障害者地域活動支援センター、身体障害者福祉センター、障害者地域自立生活支援センター	5
	保 健 施 設	保健相談センター	2
	そ の 他 福 祉 施 設	ボランティアセンター	1
産業観光施設	温 泉 施 設	温泉施設	1
	情 報 館	情報館	1
	保 管 庫	市民まつり用保管庫	2
行政系施設	庁 舎 等	市役所、市役所出張所、区画整理事務所	3
	防 犯 施 設	見守り番	2
	消 防 施 設	消防団車庫	8
	備 蓄 倉 庫	災害対策用備蓄倉庫等	6

大分類	中分類	細分類	施設数
市民総合センター	保健福祉総合センター	保健福祉総合センター	1
	教育センター	教育センター	1
公営住宅	市営住宅	市営住宅	3
公園内施設	公園内建築物	公園便所等 ※土木系公共施設「公園」で扱っています。	(41)
その他	その他	その他	2

(※1) 緑が丘ふれあいセンターは、緑が丘コミュニティセンター、男女共同参画センター、第一老人福祉館の複合施設であるため、個別施設計画の記載はない。

(※2) 緑が丘高齢者サービスセンターは、緑が丘高齢者在宅サービスセンター、地域包括支援センターの複合施設であるため、個別施設計画の記載はない。

(※3) このほかに、新規整備が予定されている施設についても一部取り扱っている。

【土木系公共施設】

分類	内容等	数量
道路		約 251 km
橋梁		62 橋
トンネル		4 か所
下水道		管渠 約 260 km
公園	都市公園、児童遊園、地域運動場、運動広場、 親水緑地広場 ※公園内建築物を一緒に扱っています。	計 85 か所

【土地】

分類	面積
行政財産土地	448,553.58 m ²
普通財産土地	86,136.38 m ²
合計	534,689.96 m ²

第4節 検討手順

各個別施設の方向性に関する検討手順は、以下のとおりです。

第1項 建築系公共施設

(1) 1次評価(データ評価)

「武蔵村山市公共施設評価報告書」(平成27年6月武蔵村山市公共施設の在り方検討委員会報告。以下「評価報告書」という。)における公共施設の評価結果に基づき、方向性を分類しました。なお、評価報告書が対象としていない施設¹²については、1次評価を省略しました。

①総量・配置に関する方向性

評価報告書における以下の指標の組合せから、総量・配置に関する方向性を分類整理しました(→図6-2)。

- ・建物に係る評価結果(安全性、機能性、環境性)
- ・社会性に係る評価結果(利用状況、必然性)

②管理・運営に関する方向性

評価報告書における以下の指標の組合せから、管理・運営に関する方向性を分類整理しました(→図6-3)。

- ・社会性に係る評価結果(利用状況、必然性)
- ・経済性に係る評価結果(コスト、収支)

(2) 2次評価(定性評価)

1次評価の結果を踏まえて、市のまちづくりの方向性や、本計画の「第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」及び「第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に基づき、総合的に判断される方向性を導きました。

(3) 評価結果

1次及び2次評価を基に総合評価を行い、将来の方向性について分類しました。
(表6-1参照)

¹² 平成27年4月以降に設置された施設(歴史民俗資料館分館及び一部の地区集会所、社会体育施設等)、他の計画等で方向性が決定している施設(学校給食センター、市営本町住宅)等。

図 6-1 検討手順

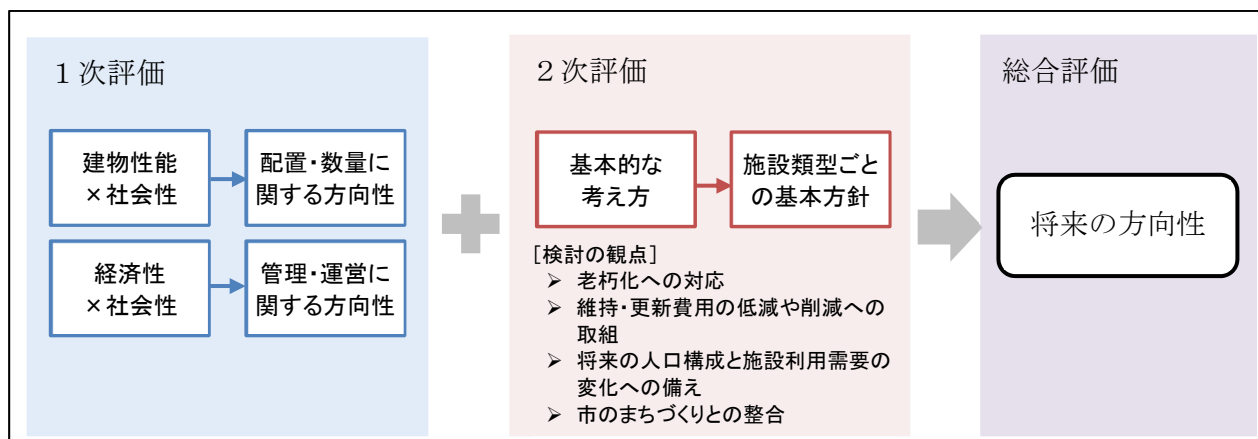


図 6-2 総量・配置に関する方向性の分類整理

(安全性、機能性、環境性)	建物性能	10 全ての項目においてほぼ問題がない	D:見直し (転用)	C:見直し (集約・複合化)	A:存続 (現状維持)
		7 6 5 4 なんかの改善が必要	D:見直し (転用)	C:見直し (集約・複合化)	B:存続 (建替・改修)
		3 2 1 耐震診断の未実施、全面的な改修の必要性	E:見直し (廃止)	C:見直し (集約・複合化)	B:存続 (建替・改修)
		公共としての必要性が低い、又は利用率 30%以下	1 2 3	4 5 6 7	必要性が高く、利用率 50%以上
			10 点数		
			社会性		
			(利用状況、必然性)		

図 6-3 管理・運営に関する方向性の分類整理

(管理コスト、収益性)	経済性	10 床面積 (㎡) 当たりの管理コストが相対的に低い	C:見直し (公民連携)	C:見直し (公民連携)	A:存続 (現状維持)
		7 6 5 4	D:見直し (統廃合)	C:見直し (公民連携)	B:見直し (効率運営)
		3 2 1 床面積 (㎡) 当たりの管理コストが相対的に高い	E:見直し (廃止)	D:見直し (統廃合)	C:見直し (公民連携)
		公共としての必要性が低い、又は利用率 30%以下	1 2 3	4 5 6 7	必要性が高く、利用率 50%以上
			10 点数		
			社会性		
			(利用状況、必然性)		

表 6-1 将来の方向性の分類

方向性		内容
見直し	数量・配置	数と配置（存廃、規模の見直しを含む）を見直す。
	最適配置	最適な配置を検討する。
	集約化	同種の施設を一つの建物内にまとめる。
	複合化	異なる施設を一つの建物内にまとめる。
	用途変更（転用）	既存施設の用途を変更する。
	移設	場所を移して新築、又は既存建物内へ移転する。
	廃止	用途を廃止する。
	除却・跡地利用	用途廃止後の既存建物を速やかに除却し、跡地利用を進める。
	公民連携	施設運営における民間事業者との連携や、資産の民間移譲（売却含む）等について検討する。
現状維持	—	現状の配置、規模、数量、運営形態で存続。
新設	新設	新たな施設を設置する。

第2項 土木系公共施設

市のまちづくりの方向性や、本計画の「第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針」及び「第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に基づき、総合的に判断される方向性を導きました。

第5節 重点プラン

本個別施設計画における施設ごとの方向性及び取り組むべき事項のうち、市の公共施設全体又は他の個別施設の方向性に関係の深いものや、市民生活への影響が大きいと考えられるものについて、次のとおり「3つの重点プラン」として位置付けます。

市民意見を可能な限り反映させるため、重点プランの推進に当たっては、市民への情報提供や利用者の意見等を把握する機会の確保に努めます。

【個別施設計画】3つの重点プラン

重点プラン1

庁舎の移設等に関する方向性の決定

目 標 年 度	平成 32 年度を目標に庁舎の移設等に係る基本計画を策定します。
対 象 施 設	市役所、市民総合センター（保健福祉総合センター）、保健相談センター
将 来 像	行政サービス機能の集約化と防災拠点機能の強化
取 組 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・榎一丁目市有地への行政サービス機能の集約化を検討し、将来的な市庁舎及び関連する行政サービス機能の配置について基本計画を策定します。また、集約化される既存施設の廃止等を検討します。 ・移設を含む建替えの方針を踏まえて、庁舎設備等の修繕計画を策定します。

重点プラン2

（仮称）生涯学習センターの整備の推進

目 標 年 度	平成 35 年度を目標に（仮称）生涯学習センター基本計画を策定します。
対 象 施 設	市民会館、図書館、地区会館、公民館、集会所等
将 来 像	既存の対象施設の廃止、集約化や適正な数量と配置
取 組 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館と中央公民館の機能を併せ持った（仮称）生涯学習センターの検討に合わせて、既存の対象施設の方向性を検討します。 ・（仮称）生涯学習センターの位置付けと合わせて、地区会館の役割や設置要件（規模、立地条件等）を市民の目線で根本から見直します。また、利用者の視点から見た、社会教育・文化施設における複合施設の在り方を検討します。

重点プラン3

施設保全計画の策定

目 標 年 度	平成 33 年度までに施設保全計画を策定します。
対 象 施 設	市が管理所有する建築系公共施設（廃止が決定しているものを除く）
将 来 像	既存資源の有効活用の観点から、施設の複合化・集約化を含めた施設保全等に係る計画を策定し、施設に係る更新費用の見える化を進めます。
取 組 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の寿命を調査し建替え時期を明確化します。 ・施設の更新に当たって複合化等の検討対象を明確化し、個別施設計画による施設の配置等の検討に活かします。

第6節 建築系公共施設の個別施設計画

第1項 学校教育系施設

①学校

●各施設の方向性と取組に対する根拠

<迫りくる施設更新への計画的な対応>

- ・ 建築後50年以上経過し10年以内に一般的な建替え時期を迎える学校は、正確な建替え時期等の判断に基づく建替え又は改修が必要です。
- ・ 建築後40年以上経過し11年～20年以内に一般的な建替え時期を迎える学校は、来たるべき建替え・改修に備え実施工程や設計方針の検討に着手することが必要です。

<維持・更新費用の低減や削減への取組>

- ・ 市全体における公共施設等に係る維持更新費用の削減のためには、最も多くの延床面積割合を占める学校施設の活用は不可欠であり、他施設との複合化などそのスペースの有効活用を全市的に考慮し、建替え・改修の設計方針に反映させる必要があります。

<将来の人口構成と施設利用需要の変化への備え>

- ・ 個別施設計画期間（10年間）における年少人口の減少は展望されていないものの、将来的には年少人口が減少するリスクは皆無ではなく、柔軟な学校スペースの提供や転用等を考慮し、建替え・改修の設計方針に反映させる必要があります。

<市のまちづくりとの整合>

- ・ 人口の将来展望によると個別施設計画期間（10年間）における児童・生徒数は増加する見込みであり、当面、学校の統合・廃止等は予定しません。

●各施設の方向性と計画期間での取組

No	施設名称	建築年度	将来の方向性	計画期間での取組	内容
1	第一小学校	S40	見直し (複合化)	建替・改修	第1次（平成29年度～平成38年度）の建替え対象候補とし、建物劣化診断等を実施して、長寿命化改修の可能性（有効性）と建替えの必要性（緊急度）を判断し、具体的な方向性と実施時期を決定します。なお、改修、建替えの際には、複合化を検討するとともに、利用ニーズの変化に柔軟に対応できる建物の整備を検討します。
2	第二小学校	S39		建替・改修	
3	第三小学校	S40		建替・改修	
4	小中一貫校村山学園 第四小学校	S40		建替・改修	
5	小中一貫校大南学園 第七小学校	S47		検討	第2次（平成39年度～平成48年度）の建替え対象候補とし、建替えや躯体に関する大規模改修等について、実施時期や複合化等に関する検討を開始します。
6	第八小学校	S49		検討	
7	第九小学校	S55		現状維持	適切な修繕の実施により長寿命化を図ります。
8	第十小学校	S56		現状維持	
9	雷塚小学校	S45		検討	第2次（平成39年度～平成48年度）の建替え対象候補とし、建替えや躯体に関する大規模改修等について、実施時期や複合化等に関する検討を開始します。
10	第一中学校	H23		現状維持	適切な修繕の実施により長寿命化を図ります。
11	小中一貫校村山学園 第二中学校	S44		検討	第2次（平成39年度～平成48年度）の建替え対象候補とし、建替えや躯体に関する大規模改修等について、実施時期や複合化等に関する検討を開始します。
12	第三中学校	S49		検討	
13	小中一貫校大南学園 第四中学校	S51		検討	
14	第五中学校	S55		現状維持	適切な修繕の実施により長寿命化を図ります。

※建築年度欄の着色の意味:耐用年数を60年とした場合の建替え時期ごとに次の区分に

より色分け H29～H38、H39～H48、H49～H58

●概略工程表

施設名	個別施設計画の計画期間での取組		備考
	H29～H33	H34～H38	
第一小学校	複合化等を踏まえた設計・工法・時期等の検討 → 建替・改修		
第二小学校	複合化等を踏まえた設計・工法・時期等の検討 → 建替・改修		
第三小学校	複合化等を踏まえた設計・工法・時期等の検討 → 建替・改修		
小中一貫校 村山学園 第四小学校	複合化等を踏まえた設計・工法・時期等の検討 → 建替・改修		
小中一貫校 大南学園 第七小学校		複合化等を踏まえた設計・工法・時期等の検討 →	H39年度以降も継続
第八小学校		複合化等を踏まえた設計・工法・時期等の検討 →	H39年度以降も継続
第九小学校	現状維持 →		
第十小学校	現状維持 →		
雷塚小学校		複合化等を踏まえた設計・工法・時期等の検討 →	H39年度以降も継続
第一中学校	現状維持 →		
小中一貫校 村山学園 第二中学校		複合化等を踏まえた設計・工法・時期等の検討 →	H39年度以降も継続
第三中学校		複合化等を踏まえた設計・工法・時期等の検討 →	H39年度以降も継続
小中一貫校 大南学園 第四中学校		複合化等を踏まえた設計・工法・時期等の検討 →	H39年度以降も継続
第五中学校	現状維持 →		

②その他教育関連施設

●各施設の方向性と取組に対する根拠

<迫りくる施設更新への計画的な対応>

- ・学校給食センターは建築後40年以上経過しており、耐震診断も未実施の状態で、「武蔵村山市学校給食センターの今後のあり方について」(平成25年7月教育委員会決定。以下「今後のあり方」という。)において、建て替えるべき施設と位置付けています。
- ・教育センター(教育相談室、適応指導教室)は、平成13年に増改築された市民総合センター内に配置されており、現状では小規模な修繕対応を行っている状況です。

<維持・更新費用の低減や削減への取組>

- ・学校給食センターは、民間委託による合理的な運営を実施することで経費の節減が期待できます。
- ・教育センター(教育相談室、適応指導教室)の光熱水費、修繕費などの建物維持管理費は、複合施設である市民総合センターの建物を所管する障害福祉課が一括管理をしています。

<将来の人口構成と施設利用需要の変化への備え>

- ・当分の間は、児童生徒数は減少傾向ではありませんが、将来の年少人口の変化も想定した上で、学校給食については、民間委託等を活用した供給調整機能の高い体制の構築が必要です。
- ・教育センター(教育相談室、適応指導室)の利用者は微増傾向ですが、現状で過不足はありません。

<市のまちづくりとの整合>

- ・学校給食センターは、移設候補地の土地利用計画との調整が必要です。また、跡地活用についても検討が必要です。
- ・教育センター(教育相談室、適応指導室)は、現状で施設配置上や利用者の動線上の不具合はありませんが、市民総合センターの大部分を占める保健・福祉関連の施設の集約化や再配置などの今後の動向と調整を図る必要があります。

●各施設の方向性と計画期間での取組

No	施設名称	建築年度	将来の方向性	計画期間での取組	内容
1	学校給食センター	S43	見直し(移設)	移設	「今後のあり方」等を踏まえて移転先の決定を行い、早期の新施設の稼働を目標に施設整備や運営方式に関して民間活用を含めた方針の検討と決定及び新施設整備の実施計画の策定を行います。また、跡地利用についての方向性を決定します。
2	教育相談室	H13	現状維持	現状維持	当面は現状維持ですが、庁舎の移設や市民総合センターの複合化の検討にあわせて最適な配置を検討します。
3	適応指導教室	H13	現状維持	現状維持	

※建築年度欄の着色の意味:耐用年数を60年とした場合の建替え時期ごとに次の区分に

より色分け H29～H38、H39～H48、H49～H58

●概略工程表

施設名	個別施設計画の計画期間での取組		備考
	H29～H33	H34～H38	
学校給食センター	移設に向けた検討	移設	
教育相談室	現状維持		
適応指導教室	現状維持		

第2項 社会教育・文化施設

①文化施設

●各施設の方向性と取組に対する根拠

<迫りくる施設更新への計画的な対応>

- ・ 建築後30年以上経過しており、躯体及び設備の老朽化や陳腐化がみられます。大規模な集客施設であり、また舞台装置などの特殊な設備を有することからも、定期的な修繕や更新による安全で魅力的な施設としての維持が求められます。

<維持・更新費用の低減や削減への取組>

- ・ 引き続き、指定管理による運営の効率化と質の高いサービスの提供に努める必要があります。

<将来の人口構成と施設利用需要の変化への備え>

- ・ 市内で唯一のホール施設ですが、民間代替性等について検証し、将来的な存廃や他施設との複合化など再配置について検討する余地があります。

<市のまちづくりとの整合>

- ・ 第四次長期総合計画後期基本計画（平成28年3月）に基づく（仮称）生涯学習センターの整備の検討と合わせて、市民会館も含めた各施設の集約化や再配置等についての検討が必要です。

●各施設の方向性と計画期間での取組

No	施設名称	建築年度	将来の方向性	計画期間での取組	内容
1	市民会館 (さくらホール)	S58	見直し (数量・配置)	検討	(仮称)生涯学習センターの整備の検討に合わせて、市民会館の再配置等を検討します。また、同センターの整備時期を見据えて、建物・舞台設備等に関する中期的な修繕・更新計画を策定します。

※建築年度欄の着色の意味:耐用年数を60年とした場合の建替え時期ごとに次の区分により色分け H29～H38、H39～H48、H49～H58

●概略工程表

施設名	個別施設計画の計画期間での取組		備考
	H29～H33	H34～H38	
市民会館 (さくらホール)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 再配置に向けた検討 </div>		重点プラン2

②図書館

●各施設の方向性と取組に対する根拠

<迫りくる施設更新への計画的な対応>

- ・ 建築後25年から44年を経過しており、老朽化の進行に対応して屋上防水や空調設備の改修など必要な工事をその都度実施していますが、施設の方向性を踏まえた修繕・改修の計画を立てる必要があります。なお、全ての図書館が地区会館等との複合施設となっているため、修繕・改修計画は複合施設に含まれる各施設との調整が必要です。

<維持・更新費用の低減や削減への取組>

- ・ 良質な図書館サービスの提供の観点から一定の専門性を保ちつつ、効率的な運営やサービスの向上のため、指定管理者制度の導入等の検討余地があります。

<将来の人口構成と施設利用需要の変化への備え>

- ・ 隣接市との相互利用による読書環境の拡充や、市民アンケートの結果による図書館に対する要望（蔵書構成の充実等）からみて、小規模・分散型の配置である現在の6館体制について、統合・集約化の可能性を検討する必要があります。

<市のまちづくりとの整合>

- ・ 第四次長期総合計画後期基本計画（平成28年3月）に基づき、中央図書館と中央公民館の機能を併せ持った（仮称）生涯学習センターの整備について検討を進める必要があります。

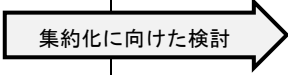
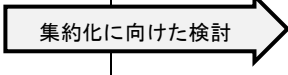
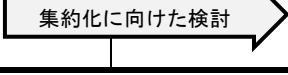
●各施設の方向性と計画期間での取組

No	施設名称	建築年度	将来の方向性	計画期間での取組	内容
1	雷塚図書館	S47	見直し (集約化)	検討	（仮称）生涯学習センターの整備の検討において、中央図書館の設置と、現在の6館体制の統合・集約化の検討を進めます。併せて図書館運営の在り方について専門性のある指定管理者の活用など民間活力の導入を検討します。また、集約化後の建物利用や跡地利用についての検討を行います。
2	中久保図書館	H3		検討	
3	中藤地区図書館	S51		検討	
4	三ツ木地区図書館	S53		検討	
5	大南地区図書館	S57		検討	
6	残堀・伊奈平地区図書館	S61		検討	

※建築年度欄の着色の意味:耐用年数を60年とした場合の建替え時期ごとに次の区分に

より色分け H29～H38、H39～H48、H49～H58

●概略工程表

施設名	個別施設計画の計画期間での取組		備考
	H29～H33	H34～H38	
雷塚図書館			重点プラン2
中久保図書館			重点プラン2
中藤地区 図書館			重点プラン2
三ツ木地区 図書館			重点プラン2
大南地区 図書館			重点プラン2
残堀・伊奈平 地区図書館			重点プラン2

③社会教育・集会施設

●各施設の方向性と取組に対する根拠

<迫りくる施設更新への計画的な対応>

- ・地区会館、公民館、地区集会所とも、老朽化の進行に応じて設備等の改修工事を予定、あるいはその都度実施していますが、(仮称)生涯学習センターの整備の検討において、市全体の社会教育・集会施設の適切な数量と配置を検討し、各施設の方向性を踏まえた上で、各施設の修繕・更新計画を作成することが必要です。

<維持・更新費用の低減や削減への取組>

- ・市民の文化活動やサークル活動の場を提供している部屋の貸館機能については、地区会館、公民館、地区集会所のほか、市民会館や市民総合センターなどにおいても実施しており、これら社会教育・集会施設の適正な数量と配置の検討において、集約化、複合化等による維持管理費用の削減を検討する必要があります。

<将来の人口構成と施設利用需要の変化への備え>

- ・人口構成やニーズの変化に対応するため、施設の柔軟なレイアウト変更やユニバーサルデザインへの対応などが必要です。

<市のまちづくりとの整合>

- ・第四次長期総合計画後期基本計画(平成28年3月)に基づき、中央図書館と中央公民館の機能を併せ持った(仮称)生涯学習センターの整備に関する検討において、社会教育施設・集会施設の役割、機能を合わせて適切な数量及び配置についても検討を進める必要があります。
- ・地域コミュニティの形成に応じた施設配置への配慮が必要です。

●各施設の方向性と計画期間での取組

No	施設名称	建築年度	将来の方向性	計画期間での取組	内容
1	雷塚地区会館	S48	見直し (数量・配置)	検討	(仮称)生涯学習センターの整備の検討において、社会教育施設・集会施設の役割・機能を合わせて、集約化や周辺施設との複合化について検討します。
2	中藤地区会館	S51		検討	
3	三ツ木地区会館	S53		検討	
4	大南地区会館	S57		検討	
5	残堀・伊奈平地地区会館	S61		検討	
6	中部地区会館	S52		検討	
7	さいかち地区会館	S50	見直し (移設)	移設	都営村山団地建替事業に伴い児童館との複合で都営村山団地内に移設します。

No	施設名称	建築年度	将来の方向性	計画期間での取組	内容
8	公民館	H11	見直し (複合化)	検討	<p>(仮称)生涯学習センターの整備の検討において、社会教育施設・集会施設の役割・機能を合わせて、集約化や周辺施設との複合化について検討します。</p> <p>各施設の利用状況や周辺類似施設との機能分担を踏まえ、各施設の存廃を含めた方向性について検討します。</p> <p>また、地区集会所は、地域住民や地域団体等による管理運営について引き続き検討します。</p>
9	公民館中久保分館	H 3	見直し (数量・配置)	検討	
10	大南公園地区集会所	S47	見直し (数量・配置)	検討	
11	上水台地区集会所	H25		検討	
12	新海道地区集会所	S54		検討	
13	中原地区集会所	H20		検討	
14	学園地区集会所	H20		検討	
15	新大南地区集会所	H20		検討	
16	西大南地区集会所	H 9		検討	
17	湖南地区集会所	H28		検討	
18	(仮称)さいかち公園地区集会所	H28		検討	
19	緑が丘コミュニティーセンター	H18		見直し (数量・配置)	
20	男女共同参画センター	H18	検討		
21	生涯学習活動室	H13	検討		

※建築年度欄の着色の意味:耐用年数を60年とした場合の建替え時期ごとに次の区分により色分け H29~H38、H39~H48、H49~H58

●概略工程表

施設名	個別施設計画の計画期間での取組		備考
	H29~H33	H34~H38	
雷塚地区会館	数量・配置の検討		重点プラン2
中藤地区会館	数量・配置の検討		重点プラン2
三ツ木地区会館	数量・配置の検討		重点プラン2
大南地区会館	数量・配置の検討		重点プラン2
残堀・伊奈平地区会館	数量・配置の検討		重点プラン2

施設名	個別施設計画の計画期間での取組		備考
	H29～H33	H34～H38	
中部地区会館		数量・配置の検討	重点プラン2
さいかち 地区会館	移設		H31年度移設予定
公民館		集約化に向けた検討	重点プラン2
公民館 中久保分館		数量・配置の検討	重点プラン2
大南公園 地区集会所		数量・配置の検討	重点プラン2
上水台地区 集会所		数量・配置の検討	重点プラン2
新海道地区 集会所		数量・配置の検討	重点プラン2
中原地区 集会所		数量・配置の検討	重点プラン2
学園地区 集会所		数量・配置の検討	重点プラン2
新大南地区 集会所		数量・配置の検討	重点プラン2
西大南地区 集会所		数量・配置の検討	重点プラン2
湖南地区 集会所		数量・配置の検討	重点プラン2
(仮称)さいかち公園地区集会所		数量・配置の検討	重点プラン2
緑が丘 コミュニティセンター		数量・配置の検討	重点プラン2
男女共同 参画センター		数量・配置の検討	重点プラン2
生涯学習活動室		数量・配置の検討	重点プラン2

④博物館等

●各施設の方向性と取組に対する根拠

<迫りくる施設更新への計画的な対応>

- ・歴史民俗資料館は建築後30年以上経過しており、大規模修繕などの必要性が高まっています。
- ・歴史民俗資料館分館は、平成28年9月に開館した新しい施設です。

<維持・更新費用の低減や削減への取組>

- ・直営で管理・運営していますが、民間への運営委託や指定管理者制度の導入により維持管理費の低減につながる可能性があります。

<将来の人口構成と施設利用需要の変化への備え>

- ・文化財保護の観点を踏まえつつ、市単独で維持する意義の検証による存廃の判断、東京都や近隣自治体との広域連携や民間活力の活用による維持管理費の低減や付加価値化、周辺観光資源との連携など、ソフト面での施策検討に連動した施設立地や施設規模、設備の在り方について検討の余地があります。

<市のまちづくりとの整合>

- ・市の観光施策による関連施設との連携が必要です。

●各施設の方向性と計画期間での取組

No	施設名称	建築年度	将来の方向性	計画期間での取組	内容
1	歴史民俗資料館	S55	現状維持	現状維持	指定管理者制度の導入について検討します。
2	歴史民俗資料館分館	H27	現状維持	現状維持	施設の利用実態や役割を踏まえて将来的な在り方の検討に着手します。

※建築年度欄の着色の意味:耐用年数を60年とした場合の建替え時期ごとに次の区分により色分け H29~H38、H39~H48、H49~H58

●概略工程表

施設名	個別施設計画の計画期間での取組		備考
	H29~H33	H34~H38	
歴史民俗資料館	→ 現状維持		
歴史民俗資料館分館	→ 現状維持		

第3項 社会体育施設

①体育館、プール、公園・運動場内建築物(管理棟等)

●各施設の方向性と取組に対する根拠

<迫りくる施設更新への計画的な対応>

- ・野山北公園プールは、設置後40年を経過しており老朽化が著しい状況です。
- ・管理棟や便所等の建築物やグラウンド、テニスコート、ネット、フェンス、ナイター照明などの公園・運動場内の施設について、「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」(国土交通省・平成24年4月)や「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」(文部科学省・平成27年4月)における管理や方針策定の考え方を基に長寿命化計画を策定して、優先度に基づいた対応や、経費の平準化及び低減に取り組むことが望まれます。

<維持・更新費用の低減や削減への取組>

- ・長寿命化計画など今後の維持管理計画の策定において、照明のLED化やテニスコートの人工芝化など、維持管理費用の節減策についても検討することが望まれます。
- ・新たな施設需要に対しては、市全体における今後の維持更新費用の負担を勘案し、既存施設の活用や、民間の代替施設の確保等を優先的に検討する必要があります。

<将来の人口構成と施設利用需要の変化への備え>

- ・屋内型・屋外型の施設とも、将来的には要望される種目の変化に伴い、必要なスペースや設備・機材等が変化する可能性があります。

<市のまちづくりとの整合>

- ・市の社会体育施設の位置付け(大会等の開催)や都市計画(土地利用規制)との調整による整備計画とする必要があります。

●各施設の方向性と計画期間での取組

No	施設名称	建築年度	将来の方向性	計画期間での取組	内容
1	総合体育館	H14	現状維持	現状維持	稼働率の向上、サービス内容の充実につなげるため、指定管理者制度による運営に関して、モニタリング評価を実施します。 駐車場の確保を行います。 建物の更新時期を見据えて、建物や設備に関する中長期的な修繕・更新計画を策定します。
2	野山北公園プール	S52	現状維持	現状維持	広域連携を視野に入れた再整備についても、その内容等の検討を進めます。

No	施設名称	建築年度	将来の方向性	計画期間での取組	内容
3	総合運動公園 (第1運動場) 管理棟	S57	現状維持	現状維持	グラウンドバックネットやナイター照明施設、テニスコート面等を含む運動施設全般について長寿命化施策を含む維持更新計画を策定します。
4	総合運動公園 (第2運動場) 管理棟	S62	現状維持	現状維持	
5	三ツ木テニスコート 管理棟	H25	現状維持	現状維持	
6	大南公園体育施設 管理事務所	S55	現状維持	現状維持	

※建築年度欄の着色の意味:耐用年数を60年とした場合の建替え時期ごとに次の区分により色分け H29~H38、H39~H48、H49~H58

●概略工程表

施設名	個別施設計画の計画期間での取組		備考
	H29~H33	H34~H38	
総合体育館	現状維持		
野山北公園 プール	現状維持		広域連携を視野に入れた再整備についても、その内容等の検討を進めます。
総合運動公園 (第1運動場) 管理棟	現状維持		
総合運動公園 (第2運動場) 管理棟	現状維持		
三ツ木テニス コート管理棟	現状維持		
大南公園 体育施設 管理事務所	現状維持		

第4項 子育て支援施設

①保育所、児童館、学童クラブ、子ども家庭支援センター

●各施設の方向性と取組に対する根拠

<迫りくる施設更新への計画的な対応>

- ・保育所は、建物の更新時期までに今後の方向性を決定し、それを踏まえた必要最低限の対策（維持・修繕・改修・更新等）をとるべきです。

<維持・更新費用の低減や削減への取組>

- ・指定管理者制度の導入等による市の財政負担の軽減と利用者サービスの向上について、検討を行う必要があります。

<将来の人口構成と施設利用需要の変化への備え>

- ・将来の年少人口の動向を見据えながら、保育サービスや子どもの居場所の確保を図るよう公民連携を含めた施設の配置・運営を検討することが望まれます。

<市のまちづくりとの整合>

- ・市の人口の将来展望によると年少人口は増加傾向にあるものの常に将来の人口動向を見据え、市の子育て支援に関する計画や事業を踏まえつつ、適正な施設の総量や配置について、継続的な検討と柔軟な対応を行っていくことが必要です。

●各施設の方向性と計画期間での取組

No	施設名称	建築年度	将来の方向性	計画期間での取組	内容
1	つみき保育園	S45	見直し (公民連携)	検討	民営化又は市立保育所としての存続か施設の方向性を決定し、これを踏まえて建物の更新の在り方を検討します。
2	お伊勢の森児童館	S45	見直し (数量・配置)	検討	指定管理者制度を導入します。今後は、年少人口の動向を見据えながら、市の子育て支援の計画や事業を踏まえ、適正配置や運営の在り方について継続的に検討します。また、施設の設定備・内装等に関する維持更新計画を策定します。
3	山王森児童館	S48		検討	
4	さいかち地区児童館	S50	見直し (移設)	移設	指定管理者制度を導入します。都営村山団地建替事業に伴い都営村山団地内に移設します。

No	施設名称	建築年度	将来の方向性	計画期間での取組	内容
5	中藤地区児童館	S51	見直し (数量・配置)	検討	指定管理者制度を導入します。 今後は、年少人口の動向を見据えながら、市の子育て支援の計画や事業を踏まえ、適正配置や運営の在り方について継続的に検討します。 また、施設の設備・内装等に関する維持更新計画を策定します。
6	大南地区児童館	S57		検討	
7	残堀・伊奈平地区児童館	S61		検討	
8	さいかち学童クラブ	S50	見直し (移設)	移設	指定管理者制度を導入します。 さいかち学童クラブについては、都営住宅建替事業に伴い都営村山団地内に移設します。 今後は、年少人口の動向を見据えながら、市の子育て支援の計画や事業を踏まえ、今後の学校の施設整備の方向性とも連携して、適正配置や運営の在り方について継続的に検討します。 また、施設の設備・内装等に関する維持更新計画を策定します。
9	雷塚学童クラブ	H23	見直し (数量・配置)	検討	
10	大南学童クラブ	S57		検討	
11	山王森学童クラブ	S48		検討	
12	中藤学童クラブ	S51		検討	
13	残堀・伊奈平学童クラブ第一	S61		検討	
14	残堀・伊奈平学童クラブ第二	S61		検討	
15	三ツ木学童クラブ	S46		検討	
16	西大南学童クラブ第一	S49		検討	
17	西大南学童クラブ第二	S49		検討	
18	中原学童クラブ	H19		検討	
19	学園学童クラブ	H25		検討	
20	本町学童クラブ	H25		検討	
21	子ども家庭支援センター	H13	見直し (数量・配置)	検討	稼働率の向上、サービス内容の充実につなげるため、指定管理者制度による運営に関して、モニタリング評価を実施します。 市の児童福祉等に関する計画や事業を踏まえ、母子保健関係機関等との連携も考慮して、適正な配置について継続的に検討します。

※建築年度欄の着色の意味:耐用年数を60年とした場合の建替え時期ごとに次の区分に

より色分け H29～H38、H39～H48、H49～H58

●概略工程表

施設名	個別施設計画の計画期間での取組		備考
	H29～H33	H34～H38	
つみき保育園	民営化等に向けた検討		
お伊勢の森 児童館	数量・配置の検討		指定管理制度の導入
山王森児童館	数量・配置の検討		指定管理制度の導入
さいかち地区 児童館	移設		指定管理制度の導入 H31年度移設予定
中藤地区 児童館	数量・配置の検討		指定管理制度の導入
大南地区 児童館	数量・配置の検討		指定管理制度の導入
残堀・伊奈平 地区児童館	数量・配置の検討		指定管理制度の導入
さいかち 学童クラブ	移設		指定管理制度の導入 H31年度移設予定
雷塚 学童クラブ	数量・配置の検討		指定管理制度の導入
大南 学童クラブ	数量・配置の検討		指定管理制度の導入
山王森 学童クラブ	数量・配置の検討		指定管理制度の導入
中藤 学童クラブ	数量・配置の検討		指定管理制度の導入
残堀・伊奈平 学童クラブ 第一	数量・配置の検討		指定管理制度の導入
残堀・伊奈平 学童クラブ 第二	数量・配置の検討		指定管理制度の導入
三ツ木 学童クラブ	数量・配置の検討		指定管理制度の導入
西大南 学童クラブ 第一	数量・配置の検討		指定管理制度の導入
西大南 学童クラブ 第二	数量・配置の検討		指定管理制度の導入
中原 学童クラブ	数量・配置の検討		指定管理制度の導入

施設名	個別施設計画の計画期間での取組		備考
	H29～H33	H34～H38	
学 園 学 童 クラブ	数量・配置の検討 		指定管理制度の導入
本 町 学 童 クラブ	数量・配置の検討 		指定管理制度の導入
子ども家庭 支援センター	数量・配置の検討 		

第5項 保健・福祉施設

①高齢福祉施設

●各施設の方向性と取組に対する根拠

<迫りくる施設更新への計画的な対応>

- ・福祉会館は建築後45年を経過しており、平成26年度に内装・外装を中心とした大規模修繕を実施していますが、躯体・設備についても劣化診断等により状態を把握し、今後の維持・更新計画に反映させることが望まれます。
- ・老人福祉館は、建築からの経過年数にバラつきがあり、老朽化具合と今後の各施設の方向性を踏まえた対応について計画を立てる必要があります。

<維持・更新費用の低減や削減への取組>

- ・他の施設との集約化・複合化による建物・スペースの有効活用や、建物維持管理の合理化などについて検討の余地があります。
- ・民営化が可能な施設については積極的に民間の力を活用することで、市の財政負担を軽減できる余地があります。

<将来の人口構成と施設利用需要の変化への備え>

- ・他の施設との集約化・複合化により新たなニーズへの対応や付加的なサービスの創出について可能性があります。

<市のまちづくりとの整合>

- ・市内の高齢者人口の動向を踏まえて最適な配置を検討する必要があります。

●各施設の方向性と計画期間での取組

No	施設名称	建築年度	将来の方向性	計画期間での取組	内容
1	福 祉 会 館	S45	現状維持	現状維持	建物劣化診断を実施して建替えが必要な時期を明確化します。
2	第一老人福祉館	H18	見直し (数量・配置)	検討	市内の高齢者人口の動向を見据え、地域福祉計画等との整合を図りながら、他施設との複合化なども含めて、適正な施設の配置について検討を進めます。 (仮称)第六老人福祉館は都営住宅建替事業に伴い新設する予定となっています。
3	第二老人福祉館	S53		検討	
4	第三老人福祉館	S61		検討	
5	第四老人福祉館	S58		検討	
6	第五老人福祉館	H4		検討	
7	(仮称)第六老人福祉館	H31		新設	
8	高齢者在宅サービスセンター (緑が丘高齢者サービスセンター)	H14		見直し (公民連携)	
9	高齢者在宅サービスセンター (保健福祉総合センター)	H13	検討		
10	緑が丘地域包括支援センター	H14	検討		
11	南部地域包括支援センター	H13	見直し (最適配置)	検討	関係機関等との連携体制の整備強化のため、運営方法の検討を行います。
12	訪問看護ステーション	H13	見直し (公民連携)	検討	専門性の高い民間事業者への運営委託等について、市が施設の設置場所を保有・提供することにこだわらない方向で検討を進め、施設の在り方を再検証します。

※建築年度欄の着色の意味:耐用年数を60年とした場合の建替え時期ごとに次の区分に

より色分け H29~H38、H39~H48、H49~H58

●概略工程表

施設名	個別施設計画の計画期間での取組		備考
	H29～H33	H34～H38	
福 社 会 館	現状維持		
第一老人福祉館	数量・配置の検討		
第二老人福祉館	数量・配置の検討		
第三老人福祉館	数量・配置の検討		
第四老人福祉館	数量・配置の検討		
第五老人福祉館	数量・配置の検討		
(仮称)第六老人福祉館	新設		H31 年度新設予定
高齢者在宅サービスセンター（緑が丘高齢者サービスセンター）	民営化等に向けた検討		
高齢者在宅サービスセンター（市民総合センター）	民営化等に向けた検討		
緑が丘地域包括支援センター	民営化等に向けた検討		
南部地域包括支援センター	運営方法の検討		
訪問看護ステーション	民営化等に向けた検討		

②障害福祉施設

●各施設の方向性と取組に対する根拠

<迫りくる施設更新への計画的な対応>

- ・のぞみ福祉園は、建築後30年が経過していますが、多湿な立地であることも影響して、通常よりも傷みが激しい状況です。
- ・若草集会所は、昭和52年度の建築で、建築後40年近くが経過していますが、耐震未対応の状況です。
- ・保健福祉総合センターの各施設は、長時間対応の空調設備や入浴・厨房・食堂等の設備を有しており、適切な維持による安定的な稼働が必要です。

<維持・更新費用の低減や削減への取組>

- ・のぞみ福祉園の敷地は一部を借地契約により運営しており、年間約280万円の敷地借上料が発生しています。費用低減に向けては、敷地賃借の解消や他既存施設への移設等も有効な手段です。
- ・若草集会所の機能は、集会機能を要する他の施設へ移行できる可能性が高いものです。

<将来の人口構成と施設利用需要の変化への備え>

- ・障害福祉施設の利用者数は近年増加傾向にあり、また、障害福祉業務の業務量も増加しており、今後、既存施設内でのスペース不足が進行する可能性があります。
- ・関連する保健・福祉施設との連携がとりやすい配置に留意する必要があります。

<市のまちづくりとの整合>

- ・市役所庁舎の移転等の決定後、市民総合センターの複合施設としての在り方を検討する過程で、配置の見直しを検討する必要があります。

●各施設の方向性と計画期間での取組

No	施設名称	建築年度	将来の方向性	計画期間での取組	内容
1	のぞみ福祉園	S60	見直し (最適配置)	検討	施設の維持管理費用の低減を図るとともに、更新時期を見据えた施設の最適配置を検討します。
2	若草集会所	S52	見直し (数量・配置)	検討	周辺施設への機能移転を前提として、施設の存廃を検討します。
3	精神障害者地域活動支援センター	H13	現状維持	現状維持	保健福祉総合センターは、旧校舎部分を中心とした建物劣化診断等を実施します。また、設備類を中心とした設備の維持・更新計画を策定します。
4	身体障害者福祉センター	H13		現状維持	
5	障害者地域自立生活支援センター	H13		現状維持	

※建築年度欄の着色の意味:耐用年数を60年とした場合の建替え時期ごとに次の区分により色分け H29～H38、H39～H48、H49～H58

●概略工程表

施設名	個別施設計画の計画期間での取組		備考
	H29～H33	H34～H38	
のぞみ福祉園		→ 最適配置の検討	
若草集会所	→ 施設の存廃の検討		
精神障害者地域活動支援センター	→ 現状維持		
身体障害者福祉センター	→ 現状維持		
障害者地域自立生活支援センター	→ 現状維持		

③保健施設

●各施設の方向性と取組に対する根拠

<迫りくる施設更新への計画的な対応>

- ・保健相談センターは建築後 36 年、保健相談センターお伊勢の森分室は建築後 44 年が経過しています。保健相談センターお伊勢の森分室は、バリアフリー対応が求められていますが、建物の更新時期を見据えて対応を保留しています。

<維持・更新費用の低減や削減への取組>

- ・施設が小規模なことから事務所が 2 か所に分散していますが、事業や事務を 1 か所に集約した方が合理的であり、市民の利便性も向上します。

<将来の人口構成と施設利用需要の変化への備え>

- ・2 か所に分散している事務所をまとめることのほか、子育て支援関係機関との連携が望まれます。

<市のまちづくりとの整合>

- ・行政サービスの集約化に合わせて保健相談センター及び保健相談センターお伊勢の森分室についても、配置の見直しを検討する必要があります。

●各施設の方向性と計画期間での取組

No	施設名称	建築年度	将来の方向性	計画期間での取組	内容
1	保健相談センター	S55	見直し (最適配置)	検討	保健相談センターお伊勢の森分室や市役所庁舎との連携を考慮した最適な配置について検討します。また休日急患診療体制について検証します。
2	保健相談センター お伊勢の森分室	S47		検討	市の児童福祉に係る計画や事業を踏まえ、子育て支援関係機関との連携を考慮した、最適配置の検討を行います。

※建築年度欄の着色の意味:耐用年数を 60 年とした場合の建替え時期ごとに次の区分により色分け H29~H38、H39~H48、H49~H58

●概略工程表

施設名	個別施設計画の計画期間での取組		備考
	H29～H33	H34～H38	
保健相談センター	最適配置の検討		重点プラン1
保健相談センター お伊勢の森分室	最適配置の検討		重点プラン1

④その他福祉施設

●各施設の方向性と取組に対する根拠

<迫りくる施設更新への計画的な対応>

- ・ボランティア・市民活動センターは、保健福祉総合センターに設置されています。

<維持・更新費用の低減や削減への取組>

- ・平成17年度から指定管理者制度を導入しています。

<将来の人口構成と施設利用需要の変化への備え>

- ・市民団体等への会議室の貸出しを行っており近年の稼働率は増加しています。建物内での配置上、施設の存在や場所が分かりづらい面があります。

<市のまちづくりとの整合>

- ・ボランティア活動だけでなく、市民活動の推進や活性化も目的とした施設です。

●各施設の方向性と計画期間での取組

No	施設名称	建築年度	将来の方向性	計画期間での取組	内容
1	ボランティア・市民活動センター	H13	現状維持	現状維持	施設の周知を図り稼働率を向上させるとともに、ボランティア・市民活動の拠点として必要なサービス（利用時間、設備等）について検証します。そのためにも、指定管理者制度による運営に関して、モニタリング評価を実施します。

※建築年度欄の着色の意味:耐用年数を60年とした場合の建替え時期ごとに次の区分に

より色分け H29～H38、H39～H48、H49～H58

●概略工程表

施設名	計画期間での取組		備考
	H29～H33	H34～H38	
ボランティア・市民活動センター			

第6項 産業観光施設

①温泉施設

●各施設の方向性と取組に対する根拠

<迫りくる施設更新への計画的な対応>

- ・平成14年度のオープン以来、機械設備の更新を行っていないことから、近年は機械設備の故障が頻発し、これらの総取り替え（交換）が必要な状態となっています。これらは、平成29年度に大規模改修を行う予定です。

<維持・更新費用の低減や削減への取組>

- ・予防保全の考え方に基づく計画的な維持更新を実施し、施設の安定的な運営と生涯の維持更新費用の低減を図る必要があります。

<将来の人口構成と施設利用需要の変化への備え>

- ・多様な利用者への配慮が必要です。

<市のまちづくりとの整合>


- ・市の観光拠点として位置付けており、引き続き、利用者数の増加、収益性の改善（向上）、市の魅力の発信基地としての機能の維持・拡充に努め、これらに寄与する施設整備及び管理運営を行っていく必要があります。

●各施設の方向性と計画期間での取組

No	施設名称	建築年度	将来の方向性	計画期間での取組	内容
1	温泉施設（村山温泉「かたくりの湯」）	H13	現状維持	大規模改修	老朽化した機械設備等の改修を早急に実施します。また、魅力ある運営と集客力の向上を目的として、指定管理者による運営に関してモニタリング評価を実施し、利用者数を増やすための施策へ生かします。

※建築年度欄の着色の意味:耐用年数を60年とした場合の建替え時期ごとに次の区分により色分け H29~H38、H39~H48、H49~H58

●概略工程表

施設名	計画期間での取組		備考
	H29~H33	H34~H38	
温泉施設（村山温泉「かたくりの湯」）			

②情報館

●各施設の方向性と取組に対する根拠

<迫りくる施設更新への計画的な対応>

- ・施設は、建築後 10 年の民間の建物の一部を使用しています。また平成 24 年度に内装等のリニューアルを行ったため、老朽化等の問題は現在のところありません。

<維持・更新費用の低減や削減への取組>

- ・リニューアル効果等を検証し、今後の在り方に関する検討を行う必要があります。

<将来の人口構成と施設利用需要の変化への備え>

- ・他施設における機能の代替を検討する余地があります。

<市のまちづくりとの整合>


- ・市役所庁舎移設の動向により、配置を見直す必要が発生する可能性があります。

●各施設の方向性と計画期間での取組

No	施設名称	建築年度	将来の方向性	計画期間での取組	内容
1	情報館「えのき」	H18	見直し (数量・配置)	検討	リニューアル効果等を検証し、今後の在り方に関する検討を行います。

※建築年度欄の着色の意味:耐用年数を 60 年とした場合の建替え時期ごとに次の区分により色分け H29~H38、H39~H48、H49~H58

●概略工程表

施設名	計画期間での取組		備考
	H29~H33	H34~H38	
情報館「えのき」			

③保管庫

●各施設の方向性と取組に対する根拠

<迫りくる施設更新への計画的な対応>

- ・市民まつり資材保管庫は、旧消防団詰所（消防車庫）の建物を使用しており建築後30年以上経過していますが目立った不具合はありません。

<維持・更新費用の低減や削減への取組>

- ・経常的な維持管理費用は年間20万円程度となっています。また、一部は借地となっており、今後の施設使用期間等を踏まえた対応も必要となります。

<将来の人口構成と施設利用需要の変化への備え>

- ・資材等の適切な保管・管理を行うためには、市民まつりの実施状況等に合わせ、施設を維持する必要があります。

<市のまちづくりとの整合>

- ・市民まつり資材保管庫は土地の一部を借地で運営しており、将来的には返還等の可能性もあります。

●各施設の方向性と計画期間での取組

No	施設名称	建築年度	将来の方向性	計画期間での取組	内容
1	デエダラボッチ山車保管庫	H19	現状維持	現状維持	資材の適切な保管・管理のため、施設を維持します。
2	市民まつり資材保管庫	S58	現状維持	現状維持	

※建築年度欄の着色の意味:耐用年数を60年とした場合の建替え時期ごとに次の区分により色分け H29~H38、H39~H48、H49~H58

●概略工程表

施設名	計画期間での取組		備考
	H29~H33	H34~H38	
デエダラボッチ山車保管庫	現状維持		
市民まつり資材保管庫	現状維持		

第7項 行政系施設

①庁舎等

●各施設の方向性と取組に対する根拠

<迫りくる施設更新への計画的な対応>

- ・庁舎は、建築後 39 年経過しており、空調設備や給排水設備を中心に老朽化の進行が著しく、早急に大規模改修などの対策が必要な状況です。

<維持・更新費用の低減や削減への取組>

- ・庁舎の大規模改修の計画に当たっては、庁舎の劣化状況や移設時期等を踏まえて、大規模改修の実施の必要性や、改修内容の合理性を判断し、過大な費用の投入とならないようにすることが必要です。
- ・省エネルギーや環境負荷軽減に配慮し、低コストな維持管理を推進する必要があります。

<将来の人口構成と施設利用需要の変化への備え>

- ・庁舎は、災害時の防災拠点施設としての機能を保持する必要があります。
- ・出張所は、今後の人口構成や市庁舎の配置の動向を踏まえて地域間のバランスを考慮した配置とする必要があります。

<市のまちづくりとの整合>

- ・榎一丁目市有地への行政サービス機能の集約化等を含めた、庁舎移設の在り方の検討を進める必要があります。

●各施設の方向性と計画期間での取組

No	施設名称	建築年度	将来の方向性	計画期間での取組	内容
1	市役所庁舎	S52	見直し (移設)	検討	榎一丁目市有地への移設に向けた検討に当たっては、移設時期、集約化・複合化する施設、跡地利用等について総合的に検討を進めます。 現本庁舎は、建物劣化診断を実施し、移設計画検討の進行状況を踏まえつつ、施設の修繕・更新計画を策定します。
2	緑が丘出張所	H15	見直し (適正配置)	検討	市庁舎移設の検討と合わせて、出張所機能の配置についても検討を行います。
3	都市核地区区画整理 現地事務所	H13	現状維持	現状維持	事業の完了に伴い建物は解体する予定です。

※建築年度欄の着色の意味:耐用年数を60年とした場合の建替え時期ごとに次の区分に

より色分け H29～H38、H39～H48、H49～H58

●概略工程表

施設名	個別施設計画の計画期間での取組		備考
	H29～H33	H34～H38	
市役所庁舎	移設に向けた検討	建物劣化診断等に基づく施設修繕	重点プラン1 次期個別施設計画期間内での移設
緑が丘出張所	適正配置に向けた検討		重点プラン1
都市核地区 区画整理 現地事務所	現状維持		

②防犯施設

●各施設の方向性と取組に対する根拠

<迫りくる施設更新への計画的な対応>

- ・各施設とも建物は建築後 10 年未満であり目立った老朽化はありません。

<維持・更新費用の低減や削減への取組>

- ・各施設ともボランティアで運営しており、経常的な維持管理費用は年間 10 万円未満で多くはありません。

<将来の人口構成と施設利用需要の変化への備え>

- ・防犯ボランティアの活動拠点として機能しています。今後は、高齢化しているボランティア人員の確保が課題です。

<市のまちづくりとの整合>

- ・地域の自主防犯組織活動については自主防犯組織活動資器材等助成要綱に基づき助成を行います。新たな施設の設置を推進する計画等はありません。

No	施設名称	建築年度	将来の方向性	計画期間での取組	内容
1	見守り番大南	H18	現状維持	現状維持	当面は現状維持とし、新たな施設の設置は原則として行いません。 なお、地域の自主防犯活動には引き続き助成を行います。
2	見守り番中原	H18	現状維持	現状維持	

※建築年度欄の着色の意味:耐用年数を 60 年とした場合の建替え時期ごとに次の区分に

より色分け H29～H38、H39～H48、H49～H58

●概略工程表

施設名	個別施設計画の計画期間での取組		備考
	H29～H33	H34～H38	
見守り番大南	→ 現状維持		
見守り番中原	→ 現状維持		

③消防施設

●各施設の方向性と取組に対する根拠

<迫りくる施設更新への計画的な対応>

- ・第四分団車庫は市役所第二庁舎の一部を使用しており建築後 39 年が経過し、第八分団車庫は建築後 27 年経過しており、詰所の中では古い施設となっていますが、いずれも使用できないほどの状況ではありません。

<維持・更新費用の低減や削減への取組>

- ・第四分団車庫以外は単独の施設であり、常時稼働している施設ではありません。各施設とも市有地に立地し、経常的な維持管理費用は、光熱水費が中心で年間 20 万円程度と多くはありません。

<将来の人口構成と施設利用需要の変化への備え>

- ・団員の確保と、地域による偏りの是正とあわせた配置の検討が一番の課題です。

<市のまちづくりとの整合>

- ・市の防災計画における消防団編成の位置付け及び地域コミュニティにおける防災組織化との整合により、施設の配置を検討する必要があります。

●各施設の方向性と計画期間での取組

No	施設名称	建築年度	将来の方向性	計画期間での取組	内容
1	第一分団車庫	H 6	見直し (最適配置)	検討	消防団の編成の再検証に合わせて、施設の配置についても検証します。第四分団車庫は、市役所の配置動向を踏まえて、建物の更新及び配置を検討します。
2	第二分団車庫	H11		検討	
3	第三分団車庫	H 5		検討	
4	第四分団車庫	S52		検討	
5	第五分団車庫	H22		検討	
6	第六分団車庫	H15		検討	
7	第七分団車庫及び 防災備蓄倉庫	H10		検討	
8	第八分団車庫	H元		検討	

※建築年度欄の着色の意味:耐用年数を 60 年とした場合の建替え時期ごとに次の区分に

より色分け H29～H38、H39～H48、H49～H58

●概略工程表

施設名	個別施設計画の計画期間での取組		備考
	H29～H33	H34～H38	
第一分団車庫	最適配置の検討		
第二分団車庫	最適配置の検討		
第三分団車庫	最適配置の検討		
第四分団車庫	最適配置の検討		
第五分団車庫	最適配置の検討		
第六分団車庫	最適配置の検討		
第七分団車庫 及び 防災備蓄倉庫	最適配置の検討		
第八分団車庫	最適配置の検討		

④備蓄倉庫

●各施設の方向性と取組に対する根拠

<迫りくる施設更新への計画的な対応>

- ・三ツ藤災害対策用備蓄倉庫、三ツ木災害対策用備蓄倉庫、災害対策用資材置場は、建築後 40 年前後経過しており老朽化の進行がみられますが、備蓄倉庫としての用途目的を阻害する状況ではありません。また、耐震診断が未実施の状況ですが、日常的な人的利用を想定しておらず耐震化の対象とはしていません。

<維持・更新費用の低減や削減への取組>

- ・施設の経常的な維持管理費用は、各施設とも年間で数万円未満です。

<将来の人口構成と施設利用需要の変化への備え>

- ・各学校に設置している備蓄コンテナの補完として備蓄倉庫を備えており、長期総合計画で掲げている市民全体の 3 日分の食料確保 100%が達成した場合でも、倉庫としてのスペースには余裕があります。

<市のまちづくりとの整合>

- ・消防団車庫（詰所）の建替えに伴う旧建物の活用や、民間のモデルハウスの転用など、活用できる建物をその場で使用してきた経緯があり、今後は、関連する公共施設の役割や位置関係を踏まえた最適な配置についても検討する必要があります。

●各施設の方向性と計画期間での取組

No	施設名称	建築年度	将来の方向性	計画期間での取組	内容
1	三ツ藤災害対策用備蓄倉庫	S54	見直し (最適配置)	検討	関連する公共施設の役割と位置を踏まえて最適な配置について検討し、施設更新の在り方を決定します。
2	三ツ木災害対策用備蓄倉庫	S47		検討	
3	災害対策用資材置場	S45		検討	
4	防災対策用資材センター	H10	現状維持	現状維持	当面は現状維持とします。
5	(仮称)さいかち公園災害対策用資材センター	H28		現状維持	
6	岸資材置場	H27	現状維持	現状維持	

※建築年度欄の着色の意味:耐用年数を 60 年とした場合の建替え時期ごとに次の区分に

より色分け H29~H38、H39~H48、H49~H58

●概略工程表

施設名	個別施設計画の計画期間での取組		備考
	H29～H33	H34～H38	
三ツ藤災害対策用備蓄倉庫	最適配置の検討		
三ツ木災害対策用備蓄倉庫	最適配置の検討		
災害対策用資材置場	最適配置の検討		
防災対策用資材センター	現状維持		
(仮称)さいかち公園災害対策用資材センター	現状維持		
岸資材置場	現状維持		

第8項 市民総合センター

①市民総合センター

●各施設の方向性と取組に対する根拠

<迫りくる施設更新への計画的な対応>

- ・平成13年度に旧校舎部分（旧第五小学校）の改修を行って新設部分を合築した建物で、当該工事から14年が経過しています。長時間対応の空調機器や入浴・厨房・食堂等の設備を有しており、適切な維持による安定的な稼働が必要です。

<維持・更新費用の低減や削減への取組>

- ・保健福祉総合センター内の施設は、一部に指定管理制度を導入していますが、休館日や利用方法等が異なっており、運営面で非効率な面を改善する余地があります。

<将来の人口構成と施設利用需要の変化への備え>

- ・利用者増加への対応、事務スペースの確保、関連施設・機関との連携などを考慮した配置が求められます。

<市のまちづくりとの整合>

- ・市役所庁舎の移転と行政サービス集約化の検討結果によっては、市民総合センター内の施設配置の在り方を検討する必要があります。

※本項では、市民総合センター建築物全体の維持に係る記載と健康福祉部及び教育部等の事務スペース等に関する事項を記載しています。

●各施設の方向性と計画期間での取組

No	施設名称	建築年度	将来の方向性	計画期間での取組	内容
1	保健福祉総合センター	H13	見直し (最適配置)	検討	市役所庁舎の移転の検討に合わせて高齢福祉課・障害福祉課・社会福祉協議会事務室等の施設内の各機能の最適な配置について検討します。 保健福祉総合センターは、旧校舎部分を中心とした建物劣化診断等を実施します。また、設備類を中心とした設備の維持・更新計画を策定します。
2	教育センター	H13	現状維持	現状維持	当面は現状維持ですが、庁舎の移設や市民総合センターの施設配置の検討にあわせて最適な配置を検討します。

※建築年度欄の着色の意味:耐用年数を60年とした場合の建替え時期ごとに次の区分に

より色分け H29～H38、H39～H48、H49～H58

●概略工程表

施設名	個別施設計画の計画期間での取組		備考
	H29～H33	H34～H38	
保健福祉総合センター	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 行政サービス機能の最適配置に向けた検討 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 計画的な設備等の改修 </div>	重点プラン1
教育センター	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 現状維持 </div>		

第9項 公営住宅

①市営住宅

●各施設の方向性と取組に対する根拠

<迫りくる施設更新への計画的な対応>

- ・本町住宅は、建築から60年以上経過しており、老朽化が進行していますが、居住者の理解を得ながら順次用途廃止をすることとなっています。
- ・中央住宅及び三ツ木住宅は、建築から25年以上経過しており、今後数年で一般的な大規模修繕の時期を迎えます。

<維持・更新費用の低減や削減への取組>

- ・「公営住宅等長寿命化策定指針」（国土交通省・平成28年8月改定）に示されているように、公営住宅の役割と在り方を考慮した上で長寿命化計画を策定し、これに基づく予防保全的な管理を実施することにより、良質なストック（社会資本）の継承とともにライフサイクルコストの縮減を実現することが求められています。

<将来の人口構成と施設利用需要の変化への備え>

- ・都営住宅との役割分担や、高齢者向け住宅施策（現在は、都営住宅にシルバーピアとして高齢者向け住宅を一定戸数確保している）との関連も含め、市全体の住宅施策の検討において、市営住宅の役割、適正な数量及び配置、在り方等の検討が必要です。

<市のまちづくりとの整合>

- ・本町住宅用地は、都市核地区土地区画整理事業区域内に位置しており、事業との調整・協力が必要です。

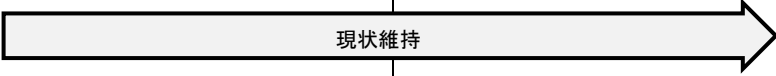
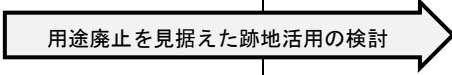
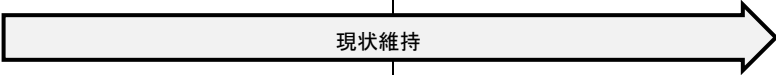
●各施設の方向性と計画期間での取組

No	施設名称	建築年度	将来の方向性	計画期間での取組	内容
1	市営中央住宅	H2	現状維持	現状維持	施設の長寿命化計画を策定して、これに基づく計画的な修繕等を実施します。
2	市営本町住宅	S31	見直し (廃止)	廃止	新たな居住者の募集は行わず、現在の居住者が退去後は用途廃止とします。用途廃止後の土地については、活用方法の検討を行います。
3	市営三ツ木住宅	S63	現状維持	現状維持	施設の長寿命化計画を策定して、これに基づく計画的な修繕等を実施します。

※建築年度欄の着色の意味:耐用年数を60年とした場合の建替え時期ごとに次の区分に

より色分け H29～H38、H39～H48、H49～H58

●概略工程表

施設名	個別施設計画の計画期間での取組		備考
	H29～H33	H34～H38	
市営中央住宅			
市営本町住宅			
市営三ツ木住宅			

第 10 項 公園内施設

①公園内建築物

(第 7 節土木系公共施設の個別施設計画第 5 項の公園に記載のため省略)

第 1 1 項 その他

①その他

●各施設の方向性と取組に対する根拠

<迫りくる施設更新への計画的な対応>

- ・高齢者作業所（シルバー人材センターへ無償貸付）の建物は、建築後 20 年未満で比較的新しく、大規模な修繕等の必要は発生していません。
- ・旧第二学校給食センターは、老朽化に伴い用途を廃止済みですが、建物が残っており、安全確保の必要性が高い状況です。

<維持・更新費用の低減や削減への取組>

- ・高齢者作業所（シルバー人材センター）は、高年齢者等の雇用の安定の観点から、（公社）武蔵村山市シルバー人材センターへ市の土地及び建物を無償で貸し付けていますが、立地や建物の利用価値等を踏まえて、有償貸付や転用等による資産の活用を検討する余地があります。
- ・旧第二学校給食センターは、警備等の管理費用や、施設の部分的な撤去費用等が発生しており、早期の除却が求められています。

<将来の人口構成と施設利用需要の変化への備え>

- ・施設の社会貢献度や「高年齢者等の雇用の安定に関する法律（厚生労働省・平成 24 年一部改正）」等を考慮して、シルバー人材センターの事業への支援を勘案しつつ、最適な施設管理を行う必要があります。

<市のまちづくりとの整合>

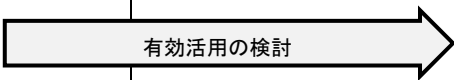
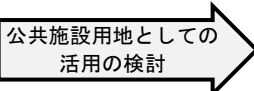

- ・旧第二学校給食センターの敷地は、都市核地区土地区画整理事業区域内に位置しており、跡地活用については、同事業との調整・連携が必要です。

●各施設の方向性と計画期間での取組

No	施設名称	建築年度	将来の方向性	計画期間での取組	内容
1	高齢者作業所	H11	見直し (公民連携)	検討	貸付先であるシルバー人材センターの公益性等に配慮しつつ、土地・建物の有償貸付や売却等について検討します。
2	旧第二学校 給食センター	S51	見直し (除却・跡地利用)	除却	公共施設用地として活用の検討を行います。活用方針を決定次第、建物は速やかに除却します。

※建築年度欄の着色の意味:耐用年数を60年とした場合の建替え時期ごとに次の区分により色分け H29～H38、H39～H48、H49～H58

●概略工程表

施設名	個別施設計画の計画期間での取組		備考
	H29～H33	H34～H38	
高齢者作業所 (シルバー人材センター)			
旧第二学校 給食センター			

第7節 土木系公共施設の個別施設計画

第1項 道路

●各施設の方向性と取組

方向性	取組
点検・診断	舗装や道路附属物（照明灯等）に関する点検マニュアルの整備を行います。 アダプト制度など市民と協力して施設の安全・安心を守る体制について検討します。 路面下空洞調査（※1）の実施について検討します。
維持管理・ 修繕更新・ 長寿命化	平成27年度及び平成28年度に実施した市道のMCI調査（※2）の実施結果や平成29年度以降に実施する道路附属物を含めた点検の結果に基づき、舗装寿命の延伸と予防保全型管理を行い、維持更新にかかるトータルコストを縮減します。 また、これらの点検結果等を踏まえ、平成34年度以降に舗装の長寿命化計画の策定を検討します。
総量管理	市の都市計画やまちづくりの方針による拠点整備や、市民の安心安全に向けた生活道路における拡幅・歩道整備など、一定の必要な道路整備は今後も継続して実施します。 道路として機能していない不要市道等については、廃道・売却等を検討します。

※1：路面下空洞調査…地下埋設物等の劣化・損傷等の影響で路面下に発生した空洞が拡大し、舗装体が破壊されて起きる路面陥没を未然に防止するため、原因となる空洞を探し出す調査。

※2：MCI調査…MCI（維持管理指数：Maintenance Control Index）は、ひび割れ率、わだち掘れ量、平坦性からみた路面状態の評価値。舗装面の状態を10段階で評価したもの（満点は10）。

●概略工程表



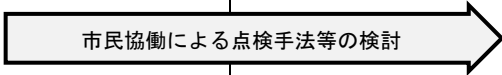
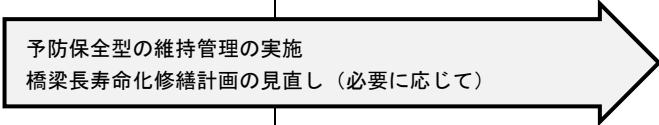
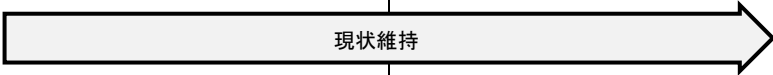
方向性	個別施設計画の計画期間での取組		備考
	H29～H33	H34～H38	
点検・診断	点検	点検	
	・点検マニュアルの整備 ・市民協働による点検手法の検討 ・路面下空洞調査の検討		
維持管理・ 修繕更新・ 長寿命化	点検結果に基づく適正な維持管理		
	長寿命化計画の策定の検討		
総量管理	都市計画等に沿った道路整備		
	不要市道等の廃道・売却等の検討		

第2項 橋梁

●各施設の方向性と取組

方向性	取組
点検・診断	国の基準に従い5年に1度の定期点検を実施します（平成30年度予定）。アダプト制度など市民と協力して施設の安全・安心を守る体制について検討します。
維持管理・ 修繕更新・ 長寿命化	橋梁長寿命化修繕計画（平成25年度策定）に基づき、橋梁寿命の延伸化と予防保全型の維持管理を継続して実施していきます。 長寿命化修繕計画は、定期点検の結果に基づき、見直しを行います。
総量管理	新規整備、削減の予定はありません。平成29年度以降河川拡幅事業に伴う橋梁の拡幅架け替え工事が予定されています。

●概略工程表





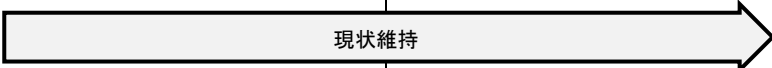
方向性	個別施設計画の計画期間での取組		備考
	H29～H33	H34～H38	
点検・診断			
			
維持管理・ 修繕更新・ 長寿命化			
総量管理			

第3項 トンネル

●各施設の方向性と取組

方向性	取組
点検・診断	国の基準に従い5年に1度の定期点検を実施します（平成29年度）。アダプト制度など市民と協力して施設の安全・安心を守る体制について検討します。
維持管理・ 修繕更新・ 長寿命化	平成23年度及び平成24年度の維持管理調査によりコンクリートの健全性は高いことが判明したため、今後は、東京都水道局と調整の上、漏水対策を重点的に実施します。
総量管理	新規整備、削減の予定はありません。

●概略工程表

方向性	個別施設計画の計画期間での取組		備考
	H29～H33	H34～H38	
点検・診断			
			
維持管理・ 修繕更新・ 長寿命化			
総量管理			

第4項 下水道

●各施設の方向性と取組

方向性	取組
点検・診断	下水道維持管理計画（平成28年度策定）等に基づき、平成32年度から計画的に調査を実施します。
維持管理・ 修繕更新・ 長寿命化	下水道ストックマネジメント計画を策定し、下水道施設の計画的な長寿命化と維持更新費用の平準化を図ります。
総量管理	削減の予定はありません。 雨水管整備の検討を行います。
その他	平成32年までに地方公営企業法を適用し、下水道施設の資産管理、効率的な下水道経営を実施します。

●概略工程表



方向性	個別施設計画の計画期間での取組		備考
	H29～H33	H34～H38	
点検・診断			
維持管理・ 修繕更新・ 長寿命化			
総量管理			
その他			

第5項 公園

●各施設の方向性と取組

方向性	取組
点検・診断	公園遊具については、年1回の点検を継続して実施します。
維持管理・ 修繕更新・ 長寿命化	点検や清掃等、現在の維持管理の内容や頻度、方法等について検証し、より効率的で効果的な維持管理を実施するよう改善していきます。 公園施設長寿命化計画（平成27年度策定）に基づき、都市公園の遊具及び一部の遊具以外の公園施設の更新及び長寿命化を実施していきます。 社会体育施設（野球場やテニスコート等）の運動施設は、今後長寿命化計画を策定して計画的な維持更新を実施することを検討します。
総量管理	設置の経緯や目的が異なる公園・運動場等が混在している状況ですが、市全体として適正な数量・規模・配置や、必要な公園施設等について関係部署と連携して検討します。

●概略工程表

方向性	個別施設計画の計画期間での取組		備考
	H29～H33	H34～H38	
点検・診断	定期点検 		
維持管理・ 修繕更新・ 長寿命化	公園ボランティア等との公民連携による維持管理の推進 		
	維持管理の検証・改善 長寿命化計画に基づく更新 		
総量管理	適正な数量や配置等の検討 		

第8節 土地の個別施設計画

市が保有する普通財産としての土地については、全体で 86,136.38 m²となっています。これらの土地については、公有財産として適切な管理を行っていく必要があり、維持管理に係る費用負担が生じています。

今後は、これらの維持管理に係る負担を軽減するための手法を検討していきます。

また、市として利用が見込めない宅地や雑種地等については、民間への売却による遊休土地の削減を積極的に検討していきます。売却により生じた収入については、公共施設建設基金等への積み立てに努め、将来の施設更新のための財源としていきます。

現在、有償貸付等の活用が行われている土地については、契約更新時に貸付先の公益性等に配慮しつつ、貸付収入の確保に努めます。

現時点で施設敷地となっている土地については、公共施設の適正配置等を推進していく中で、普通財産として管理することとなる可能性があります。こういった土地についても、その規模等により、中断不可能な行政サービス施設の施設更新時の敷地等としての活用を検討し、将来用途の見通しが立たない場合には、売却を含めた遊休土地の削減に努めます。

●主な方向性と取組

方向性	取組
榎一丁目市有地の活用	榎一丁目市有地については、消防署出張所用地や将来の市役所庁舎移設のための候補地としての用途を見据えた上で、暫定活用方法を決定します。
検討	榎一丁目市有地以外の活用可能な遊休土地については、将来用途を検討し、用途の見通しが無いものについては、収入を生む活用方法（売却や貸付）を積極的に検討します。
維持管理	除草や清掃等、現在の維持管理の内容や頻度、方法等について検証し、より効率的で効果的な維持管理を実施するよう改善していきます。
その他	遊休土地の有効活用により発生した収入については、将来の施設更新等に備えて、公共施設建設基金等への積み立てに努めます。

●概略工程表

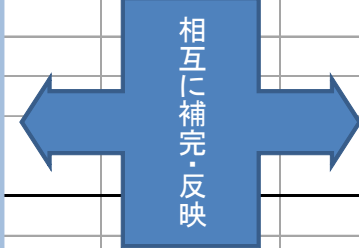
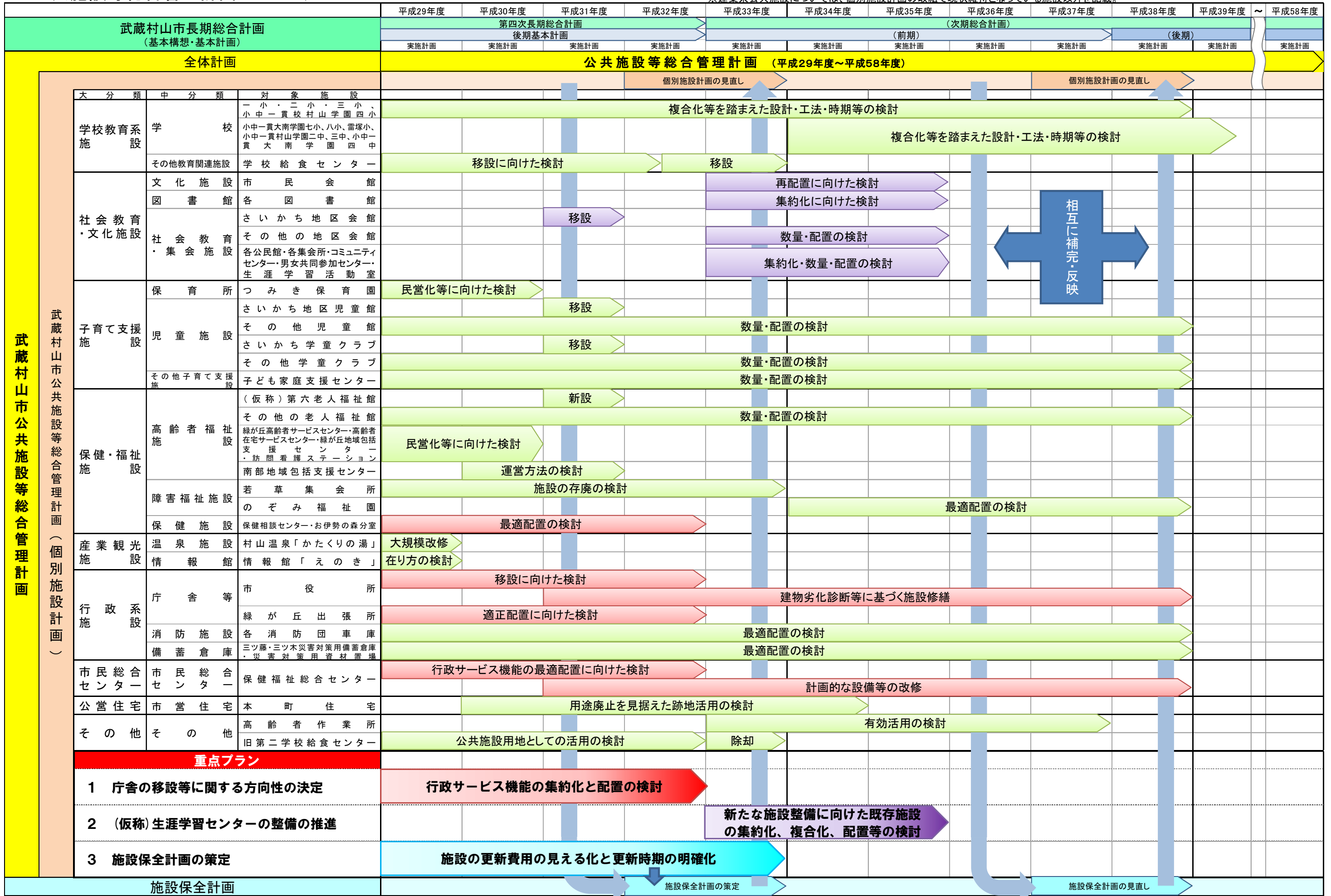
方向性	個別施設計画の計画期間での取組		備考
	H29～H33	H34～H38	
榎一丁目市有地の活用			公共施設整備までは暫定活用
検討			
維持管理			
その他			

資料編

- 1 公共施設等総合管理計画ロードマップ
- 2 公共施設等総合管理計画策定委員会
- 3 公共施設等整備・再編推進本部
- 4 その他の市民参加

1 公共施設等総合管理計画ロードマップ

※建築系公共施設については、個別施設計画の取組で現状維持となっている施設以外を記載。



武蔵村山市公共施設等総合管理計画 (個別施設計画)

1 公共施設等総合管理計画ロードマップ

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	~	平成58年度	
武蔵村山市長期総合計画 (基本構想・基本計画)		第四次長期総合計画 後期基本計画				(次期総合計画)				(後期)					
全体計画		公共施設等総合管理計画 (平成29年度~平成58年度)													
道 路	点 検 ・ 診 断	点 検 ・点検マニュアルの整備					点 検 ・市民協働による点検手法の検討					点 検 ・路面下空洞調査の検討			
	維持管理・修繕更新・長寿命化	点検結果に基づく適正な維持管理										長寿命化計画の策定の検討			
	総 量 管 理	都市計画等に沿った道路整備 不要市道等の廃道・売却等の検討													
橋 梁	点 検 ・ 診 断	点 検		市民協働による点検手法等の検討						点 検					
	維持管理・修繕更新・長寿命化	・予防保全型の維持管理の実施					・橋梁長寿命化修繕計画の見直し(必要に応じて)								
	総 量 管 理	現状維持													
トンネル	点 検 ・ 診 断	点 検		市民協働による点検手法等の検討						点 検					
	維持管理・修繕更新・長寿命化	点検結果に基づく適正な維持管理													
	総 量 管 理	現状維持													
下 水 道	点 検 ・ 診 断	計画的な調査・点検の実施													
	維持管理・修繕更新・長寿命化	下水道ストックマネジメント計画策定				予防保全型維持管理					下水道ストックマネジメント計画に基づく計画的な長寿命化				
	総 量 管 理	雨水管整備の検討													
	そ の 他	公営企業会計の適用													
公 園	点 検 ・ 診 断	定期点検													
	維持管理・修繕更新・長寿命化	公園ボランティア等との公民連携による維持管理の推進 ・維持管理の検証・改善 ・長寿命化計画に基づく更新													
	総 量 管 理	適正な数量や配置等の検討													
土 地	複 一 丁 目 市 有 地 の 活 用	暫定活用 方法決定		暫定活用 本格活用に向けた検討											
	検 討	遊休土地の活用検討													
	維 持 管 理	維持管理方法等の検討・改善													
	そ の 他	将来の施設更新経費の確保													

武蔵村山市公共施設等総合管理計画 (個別施設計画)

2 公共施設等総合管理計画策定委員会

(1) 公共施設等総合管理計画策定委員会設置要綱

武蔵村山市公共施設等総合管理計画策定委員会設置要綱

〔平成27年9月25日〕
訓令(乙)第176号

(設置)

第1条 公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するための計画(以下「公共施設等総合管理計画」という。)に関し、必要な事項を検討するため、武蔵村山市公共施設等総合管理計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 公共施設等総合管理計画の策定に当たり必要な事項の検討審議に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員5人をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 3人
- (2) 公募による武蔵村山市民 2人

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は前条第1号に掲げる者として委嘱された委員のうち市長が指名する者を持って充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する者を持って充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項の終了をもって満了する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財務部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(2) 開催経過

回	開催年月日	議題
第1回	平成27年12月25日(金)	・委員長及び副委員長の選出について ・市民アンケートについて ・その他について
第2回	平成28年7月7日(木)	・公共施設等総合管理計画(素案)について ・その他について
第3回	平成28年10月6日(木)	・公共施設等総合管理計画(修正素案)について ・その他について
第4回	平成28年11月25日(金)	・公共施設等総合管理計画【個別施設計画】(素案)について ・その他について
第5回	平成29年1月13日(金)	・公共施設等総合管理計画【個別施設計画】修正素案について ・その他について

(3) 公共施設等総合管理計画策定委員会委員名簿

区分	氏名	備考
識見を有する者	伊庭良知	委員長
	竹沢えり子	副委員長
	福島真人	
市民公募	石塚典久	
	田島せつ子	

3 公共施設等整備・再編推進本部

(1) 公共施設等整備・再編推進本部設置要綱

武蔵村山市公共施設等整備・再編推進本部設置要綱

平成27年4月15日
訓令(乙)第83号

(設置)

第1条 本市における公共施設等の現況及び将来の見通しについて検討し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の方針及び施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を定め、公共施設等の配置の最適化とともに効率的な行財政運営を図るため、武蔵村山市公共施設等整備・再編推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公共施設の総合的かつ計画的な管理の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公共施設等の整備及び再編に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長が当たる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、企画財務部長、同部財政担当部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、同部環境担当部長、健康福祉部長、同部高齢・障害担当部長、同部子ども家庭担当部長、都市整備部長、同部建設管理担当部長、会計管理者、議会事務局長、教育部長及び同部学校教育担当部長の職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の市職員の出席を求めることができる。

(部会)

第6条 本部に、その所掌事項を専門的に調査研究させるため、公共施設等整備・再編推進作業部会（以下「部会」という。）を置く。

(部会の組織)

第7条 部会は、部会員21人で組織する。

- 2 部会員は、企画財務部長、同部企画政策課長、総務部総務契約課長、同部防災安全課長、協働推進部協働推進課長、同部産業観光課長、同部環境課長、健康福祉部地域福祉課長、同部高齢福祉課長、同部障害福祉課長、同部子育て支援課長、同部子ども育成課児童担当課長、同部健康推進課長、都市整備部道路下水道課長、同部施設課長、教育部教育総務課長、同部教育指導課指導・教育センター担当課長、同部学校給食課長、同部文化振興課長、同部スポーツ振興課長及び同部図書館長の職にある者をもって充てる。
- 3 部会に、特別の事項を調査研究させるため必要があるときは、臨時部会員を置くことができる。
- 4 臨時部会員は、その設置に係る特別の事項に関する事務を主管し、又は当該事務に関係する課の長（相当する職にある者を含む。）のうちから、部会の議決により定める者をもって充てる。
- 5 臨時部会員は、その設置に係る特別の事項に関する調査研究が終了したときは、解任されるものとする。

(部会長及び副部会長)

第8条 部会に、部会長及び副部会長1人を置き、部会員の互選により選任する。

- 2 部会長は、部会を代表し、部会の事務を掌理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第9条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、最初の会議は、本部長が招集する。

- 2 部会は、部会員及び議事に関係のある臨時部会員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、部会員及び議事に関係のある臨時部会員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(報告)

第10条 部会長は、部会における調査研究が終了したときは、その結果を本部長に報告しなければならない。

(庶務)

第11条 本部及び部会の庶務は、企画財務部企画政策課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

(2) 公共施設等整備・再編推進本部開催経過等

ア 本部

回	開催年月日	議題
第1回	平成27年 4月22日(水)	<ul style="list-style-type: none">・公共施設等総合管理計画の策定方針(案)について・今後のスケジュールについて・その他について
第2回	平成28年 6月21日(火)	<ul style="list-style-type: none">・公共施設等総合管理計画の計画期間について・公共施設等総合管理計画(素案)について・その他について
第3回	平成28年10月14日(金)	<ul style="list-style-type: none">・公共施設等総合管理計画(原案)について・その他について
第4回	平成28年11月24日(木)	<ul style="list-style-type: none">・公共施設等総合管理計画【個別施設計画】(素案)について・その他について
第5回	平成29年 1月19日(木)	<ul style="list-style-type: none">・公共施設等総合管理計画【個別施設計画】(原案)について・その他について

イ 作業部会

回	開催年月日	議題
第1回	平成27年 4月28日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長及び副部会長の互選について ・その他について
第2回	平成27年12月24日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート内容について ・その他について
第3回	平成28年 3月24日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の現況及び将来の見通しについて ・公共施設等総合管理計画ヒアリングの実施について ・その他について
第4回	平成28年 5月31日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画(素案)について ・その他について
第5回	平成28年10月17日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画【個別施設計画】(素案)について ・その他について
第6回	平成28年10月28日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画【個別施設計画】(素案)について ・公共施設等総合管理計画【個別施設計画】(素案)重点プランについて ・その他について
第7回	平成28年11月10日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画【個別施設計画】(素案修正版)について ・その他について

(3) 公共施設等整備・再編推進本部委員名簿

ア 本部

区分	氏名	職名	備考
本部長	藤野 勝	市長	
副本部長	山崎 泰大	副市長	
副本部長	持田 浩志	教育長	
本部員	高尾 典之	企画財務部長	平成28年4月1日～
		高齢・障害担当部長	～平成28年3月31日
本部員	荒井 一浩	財政担当部長	
本部員	山田 行雄	総務部長	平成28年4月1日～
		協働推進部長	～平成28年3月31日
本部員	鈴田 毅士	市民部長	平成28年4月1日～
		建設管理担当部長	～平成28年3月31日
本部員	下田 光男	市民部長	～平成28年3月31日
本部員	比留間 毅浩	協働推進部長	平成28年4月1日～
		企画財務部長	～平成28年3月31日
本部員	佐野 和実	環境担当部長	
本部員	中野 育三	健康福祉部長	平成28年4月1日～
		教育部長	～平成28年3月31日
本部員	登坂 正美	高齢・障害担当部長	平成28年4月1日～
		健康福祉部長	～平成28年3月31日
本部員	田代 篤	子ども家庭担当部長	
本部員	腰塚 信一郎	都市整備部長	
本部員	神子 武己	建設管理担当部長	平成28年4月1日～
本部員	池谷 敏久	会計管理者	平成28年4月1日～
	比留間 多一		～平成28年3月31日
本部員	石川 浩喜	議会事務局長	
本部員	内野 正利	教育部長	平成28年4月1日～
		総務部長	～平成28年3月31日
本部員	佐藤 敏数	学校教育担当部長	平成28年4月1日～
	榎並 隆博		～平成28年3月31日

イ 作業部会

区分	氏名	職名	備考
部会長	高尾典之	企画財務部長	平成28年4月1日～
	比留間毅浩		～平成28年3月31日
副部会長	鈴木義雄	企画政策課長	平成28年4月1日～
	神子武己		～平成28年3月31日
部会員	高野典	総務契約課長	
部会員	福井勇	防災安全課長	平成28年4月1日～
		地域福祉課長	～平成28年3月31日
部会員	新保晃治	市民課出張所担当課長	平成28年4月1日～
	河野幸雄		～平成28年3月31日
部会員	三條博美	協働推進課長	
部会員	児玉眞一	産業観光課長	平成28年4月1日～
	並木篤志		～平成28年3月31日
部会員	川口渉	環境課長	
部会員	鈴木浩	地域福祉課長	平成28年4月1日～
		防災安全課長	～平成28年3月31日
部会員	加藤秀郎	高齢福祉課長	平成28年10月1日～
	諸星裕		～平成28年9月30日
部会員	松下君江	障害福祉課長	平成28年4月1日～
		教育総務課長	～平成28年3月31日
部会員	川島一利	障害福祉課長	～平成28年3月31日
部会員	小林真	子育て支援課長	
部会員	長谷慶一	子ども育成課児童担当課長	平成28年4月1日～
	小川和男		～平成28年3月31日
部会員	宮沢聖和	健康推進課長	
部会員	堂垣淳	道路下水道課長	
部会員	比留間光夫	施設課長	
部会員	井上幸三	教育総務課長	平成28年4月1日～
部会員	小嶺大進	教育指導課指導担当参事（教育指導課指導・教育センター担当課長事務取扱）	平成28年4月1日～
		教育指導課指導・教育センター担当課長	～平成28年3月31日
部会員	神山幸男	学校給食課長	
部会員	山田義高	文化振興課長	
部会員	指田政明	スポーツ振興課長	
部会員	乙幡孝	図書館長	

4 その他の市民参加

(1) 市民アンケート調査

- ・調査地域 武蔵村山市全域を対象地域
- ・対象者 平成27年12月1日時点において、市内に居住している18歳以上の方
- ・対象者数 3,000人(住民基本台帳からの無作為抽出)
- ・調査期間 平成28年1月29日(金)から同年2月12日(金)まで
- ・回収結果 有効回収数 951通
有効回収率 31.7%

(2) パブリックコメント

ア 公共施設等総合管理計画【全体計画】(素案)について

- ・意見募集期間 平成28年7月19日(火)から同年8月18日(木)まで
- ・意見の件数 0件

イ 公共施設等総合管理計画【個別施設計画】(素案)について

- ・意見募集期間 平成28年12月6日(火)から平成29年1月4日(水)まで
- ・意見の件数 11件

(3) 市民説明会

回数	日時	場所	参加者数
第1回	平成28年12月16日(金) 午後7時から	中部地区会館 401大集会室	7名
第2回	平成28年12月17日(土) 午前10時から	中部地区会館 401大集会室	3名

武蔵村山市公共施設等総合管理計画
(平成 29 年度～平成 58 年度)

発行年月／平成 29 年 3 月

発 行／武蔵村山市

編 集／武蔵村山市企画財務部企画政策課

〒 2 0 8 - 8 5 0 1

武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1

電話 0 4 2 - 5 6 5 - 1 1 1 1 (代表)



武蔵村山市